



平成 22 年 4 月 20 日

各 位

会 社 名 昭和KDE株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 基博
(コード：1701 東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 内田 大敬
TEL. (03) 5985-2630

**支配株主である株式会社キョウデンによる当社株券に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

株式会社キョウデンは、平成 22 年 3 月 8 日から平成 22 年 4 月 19 日を公開買付け期間として、当社の普通株式に対し公開買付けを実施しておりましたが、その結果について、同社より別紙のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

以上

<別紙>



平成 22 年 4 月 20 日

各 位

会 社 名：株式会社キョウデン
(コード：6881 東証第2部)
代表者名：代表取締役社長 吉川英機
問合せ先：取締役管理本部長 中西彦次郎
(TEL：03-5785-5565)

当社上場子会社である昭和KDE株式会社普通株式に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社キョウデン（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成22年3月5日開催の取締役会において、昭和KDE株式会社（以下「対象者」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、平成22年3月8日から実施していましたが、本公開買付けが平成22年4月19日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社キョウデン
長野県上伊那郡箕輪町大字三日町 482 番地 1

(2) 対象者の名称及び所在地

昭和KDE株式会社
東京都豊島区西池袋五丁目 17 番 14 号

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

①買付予定数	②買付予定数の下限	③買付予定数の上限
20,179,121 (株)	10,035,000 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（10,035,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式についても、買付けの対象としております。但し、応募に際しては買付け等の対象となる単元未満株式が、公開買付代理人に開設された応募株主等名義の口座に記載又は記録されている必要があります。

(注3) 会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続

に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規則に定める価格にて当該株式を買取ります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。従って、本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある株券等の数の最大の数は、対象者の第113期第3四半期報告書(平成22年2月9日提出)に記載された平成22年2月9日現在の発行済株式総数(42,000,000株)から、対象者の自己株券買付状況報告書(平成22年3月3日提出)に記載された平成22年2月28日現在の対象者の自己株式の数(1,420,879株)及び公開買付者が本書提出日現在所有する対象者株式の数(20,400,000株)を控除した株式数(20,179,121株)となります。

(5) 買付け等の期間

平成22年3月8日(月曜日)から平成22年4月19日(月曜日)まで(30営業日)

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、130円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

応募株券等の総数(16,183,163株)が買付予定数の下限(10,035,000株)以上であるため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます、以下「法」といいます。)第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、平成22年4月20日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	16,183,163株	16,183,163株

(4) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	20,400個	(買付け等前における株券等所有割合 50.30%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	47個	(買付け等前における株券等所有割合 0.12%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	36,583個	(買付け等後における株券等所有割合 90.16%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	40,558個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載してお

ります。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成22年3月期(第113期)第3四半期報告書(平成22年2月9日提出)に記載された平成21年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成22年2月9日現在の対象者の発行済株式総数(42,000,000株)から対象者の自己株券買付状況報告書(平成22年4月5日提出)に記載された平成22年3月31日現在の対象者が保有する自己株式数(1,424,223株)を控除した株式数(40,575,777株)に係る議決権の数40,575個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 買付け等に要する資金 2,104百万円

(7) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日
平成22年4月23日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します(送金手数料がかかる場合があります。)

3. 本公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更ございません。

なお、対象者の株式は現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、当社は対象者を完全子会社化することを企図していますので、その場合、対象者の株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い所定の手続きを経て上場廃止となります。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社キョウデン	東京都港区赤坂8丁目11番5号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上